

経 済 産 業 省

20190322貿局第1号
輸入注意事項2019第4号
経済産業省貿易経済協力局

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について」（平成2年6月22日付け2貿局第194号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について」の一部改正について

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について」（平成2年6月22日付け2貿局第194号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から施行する。

(別 紙)

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の２号承認申請の前の確認申請について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の２号承認申請の前の確認申請について（平成２年６月２２日付け２貿局第１９４号）

改 正 後	現 行
平成２年６月２５日以降、北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合は、平成２年６月２２日付け貿局第１９３号、輸入注意事項２第１８号（北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の２号承認制移行について）により２号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部 <u>管理調整課</u> で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。	平成２年６月２５日以降、北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合は、平成２年６月２２日付け貿局第１９３号、輸入注意事項２第１８号（北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の２号承認制移行について）により２号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部 <u>漁業調整課</u> で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。
記	記
１ （略）	１ （略）
２ 提出先 農林水産省水産庁資源管理部 <u>管理調整課</u>	２ 提出先 農林水産省水産庁資源管理部 <u>漁業調整課</u>
３ （略）	３ （略）
[別紙様式] （略）	[別紙様式] （略）